

〈日本 SPF 豚研究会誌〉

「All about SWINE」投稿のお願い

SPF 豚の普及に役立つ調査・研究論文および防疫、飼養、流通、消費等に関する解説・資料等の原稿を募集しております。下記要領にご留意の上、ご投稿下さい。

1. 原稿は原則としてワープロを使用してA4用紙に横書きで作成して下さい。手書きの場合は、400字詰原稿用紙を使用して下さい。
2. 原稿の1枚目には表題、投稿者名、所属機関名（郵便番号および住所）を記して下さい。2枚目以降の記述形式は特に定めませんが、資料等を引用した場合は末尾に「参考資料」または「引用文献」の項目を設けて下さい。
3. 表は原則として縦罫線を使用せず簡潔なものとし、また図はそのまま印刷が可能なように白色紙または方眼紙に黒色で記入して下さい。写真は原寸印刷が可能なように原則として横7cm程度、縦7cm以下として下さい。
4. 原稿の送付先は当分の間「〒305-0856 つくば市観音台3-1-5 独立行政法人・動物衛生研究所 小林秀樹」までお願いします。

【編集後記】

自転車運転する際、イヤホン着用や携帯電話は御法度となった。もちろん弱者救済と国の責任逃れ以外のなものでもない。JAS法やPL法いろいろな法律が消費者を保護するようなかたちで制定されているが、裏を返せば企業や国の責任回避の法にもなっている。20年以上前になるがシンガポールでチューインガムの吐き捨てや公共の場での喫煙が罰金の対象行為になった。追ってタイ、マレーシアもゴミのポイ捨てが罰金対象になったり、公共の場所での喫煙が禁止になったりした。実は中国ではそれよりも前からゴミのポイ捨てはもちろん、自転車の走行区分や駐停車等にも厳しい罰金が果たされていた。私はたばこやバ

スケットのポイ捨てで各2元（1987当時、労働者の給料60-80元/月）、自転車の走行区分や駐停車違反で0.2～2元の罰金を何度も支払った。とにかくここはちょっとマズイかなーと感じた場所に自転車をおくと3秒後には監視員がさっと現れ、有無も言わず切符を切る。

一方、北欧ではすべてが自己責任だった。最低限のルールは決めておいて、事が起これば当事者同士で解決しなくてはならない。たとえば、自然には様々な危険があるが「この辺での水遊びはやめましょう」とか「通行禁止」なんかの表示はない。柵や金網などもあるはずもない。そのかわり、外気温や氷の厚さ等の数字表記はあちこちで確認できる。この数字をもとに現況を把握し自己判断するのである。

このところ「品格」という言葉が流行っている。辞書では「そのものから感じる厳かさ」であり、「厳かさ」とは「厳めしく近づきたい、威儀正しい」という意味である。日本をはじめアジア諸国は今、些細なことまで厳罰化しなければならない状況なのかは計り知れないが、「威儀正しい」部分を除けば我国の「国家の品格」は高い。そうそう「苛政蒙古」も中国の有名な言葉ですね。

(小林)

「All About Swine」

第32号 2008年2月発行 定価1,500円  
 発行者 岩村祥吉  
 編集者 小林秀樹  
 発行所 日本SPF豚研究会  
 事務局 (株)伊藤忠飼料研究所  
 予防衛生チーム内  
 〒325-0103  
 栃木県那須塩原市青木919  
 Tel: 0287(64)3652  
 Fax: 0287(63)8384